

協働を進める際の「公共的又は公益的な活動及び事業」の
考え方等の整理について
(案)

1. 目的

行政と市民等が協働で行う事業のうち、営利目的が含まれる事業や、共益的な事業と公益的な事業の区分が難しい事業について、何をもって公共的又は公益的な活動となるかを検討します。

2. 今後のスケジュール

時期	検討内容
第1期第7回委員会 (H26年12月12日)	「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方(仮称)素案の検討
第1期第8回委員会 (H27.2～3月頃)	「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方(仮称)最終案の検討
第1期任期末 (H27.3月)	推進委員会から横浜市に対し、「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方(仮称)を提出

3. 背景

(1)背景について(第1期第4回横浜市市民協働推進委員会 諮問資料より抜粋)

横浜市市民協働条例(以下「条例」という。)第2条において、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市(以下「市」という。)と市民等とが協力して行うことを「市民協働」とし、「市民等」とは、市民、法人、地方自治法第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。と、それぞれ規定しており、協働の相手方として、単に非営利目的で活動をしている団体のみならず、営利を目的とする団体(企業等)や、共助を目的とする団体が含まれることとなっています。

一方、条例第5条第4号においては、営利を主たる目的とする活動は「市民公益活動」に該当しないと規定をしています。

そこで、市民等と協働で事業を行うにあたり、営利性と社会貢献性のバランスや、公共的又は公益的な活動と認定されるために必要な要件やそれらを適用する範囲等について整理をしていただきたいと思います。

4. 検討が必要な論点

条例第2条第2項において、「市民協働」が、『公共的又は公益的な活動及び事業を市と市民等が協力して取り組むもの』と規定されていることから、協働で取り組む活動は、「公共的又は公益的な活動及び事業」でないとなりません。

また、条例第2条第3項において、「市民公益活動」は、『市民等が行う公共的又は公益的な活動及び事業』と規定されており、更には条例第5条において、『宗教活動や政治活動、選挙活動、営利を主たる目的とする活動を除く』となっています。

そこで、協働を行う事業が「公共的又は公益的な活動及び事業」となるよう、また、「営利を主たる目的とする活動」等にならないように整理を行う必要があります。

(1) 企業と協働で事業を行う場合における考え方の整理

企業と協働で事業を行う場合は、当該協働事業における企業の社会貢献性の評価と企業活動に付随する営利性について、どのようにバランスを取るべきかを整理する必要があります。

条例第5条第4号において、「営利を主たる目的とする活動」は、市民公益活動の除外項目となっているため、具体的にどのような基準や要件を設けることで「非営利性」を担保し、「営利を主たる目的とする活動」に合致しないと判断することができるのか検討します。

【具体的な検討内容】

- ①活動内容が「公共的」又は「公益的」な事業であると判断するための基準について
- ②「非営利性」の担保について具体的な判断基準について

(2) 共益又は互助のために活動する団体と協働で事業を行う場合における考え方の整理

共益又は互助を目的に行っている活動は、「公共的又は公益的な活動及び事業」に該当しないため、基本的には「市民公益活動」には該当しません。

しかし、団体の性質としては、共益又は互助的な団体であったとしても、活動が公共的又は公益的な要素を含んでいることがあり、一般的に共益的な活動か公益的な活動か判断をすることが難しい案件なども存在します。

そこで、具体的にどのような要件を充たすことで、「公共的又は公益的な活動」となるのか検討します。

また、一般的に共益的な活動か公益的な活動かの判断が難しい場合についての対応などについても検討が必要です。

【具体的な検討内容】

- ①活動内容が「公共的」又は「公益的」な事業であると判断するための基準について
- ②共益的か公益的かの判断が難しい場合の取り扱いについて

5. 論点の整理について

(1) 企業と協働で事業を行う場合における考え方の整理

ア 活動内容が「公共的」であるか否かを判断する基準について

①委員による主な意見と事務局案

番号	委員の主な意見
1	参加者を限定しないという公平性や、事業実施のプロセスや結果等の情報公開を備えているもの
2	企業=営利というイメージで捉えるのではなく、対象事業が公共的であるかが重要となる。 事業が市民に開かれている。もしくは市民にとって有益であり、協働の原則に則って事業を行っていることを市民に公開することなどが必要。
3	不特定多数を対象として、広く利益をもたらすが、その成果が社会生活上欠かすことができないため、料金がその妥当性に照らして一定程度規制されることが認められるような活動
4	事業の直接的効果ないしは間接的効果の帰着する先が不特定多数の市民であること。あるいは、行政の行う事業や施策を支援する内容であるもの。
5	公共的であるためには、一般市民に共通の利益（公益性）となり、公開されていることが条件と考えられるが、公益性は社会や時代において変化するため、第三者（開かれた委員会など）による事例の積み重ねを通じて、慣習的に判断基準を形成することが必要。
6	初期の段階においては、それぞれの案件について、公共性を判断するうえでみるべき視点をきちんと検討していくことが必要。
7	「公共」は、「非競争性」「非排他性」の視点から、そのサービスを利用したいと思う人は特別な資格がなくても「誰でも」恩恵をうけることができるようなサービスをさす。したがって、「営利」「非営利」の概念とは全くことなることから、企業でも協働相手となりうる。その場合、公的な資金や資源が、そのサービスへ「市民ならだれでもアクセスできる」ことを担保するように使われる場合は、協働の対象となるのではないかと考える。
事務局案	
<p>「公共的な活動」とは、幅広く多くの人々が幸せに平穏に生きていくために必要なものであるため、その事業は、多くの人々に幸せ（利益）をもたらす活動でなければならず、また、活動の参加や利益を享受するにあたっては、なにか特別な資格等を要することなどはあってはならないと考えます。</p> <p>多くの人々を対象とするためには、参加等に関して特別な資格等を要することがなく、不特定多数の市民を対象としていなくてはならないため、参加の条件として、企業の株主であることなどを求めてはいけません。</p> <p>また、多くの人々に幸せ（利益）をもたらすためには、事業の目的が広く利益をもたらすものでなくてはならないため、「参加の機会」や「成果の活用」に関して誰しものがアクセスでき、また利用することが可能でなくてはなりません。</p>	

イ 活動内容が「公益的」であるか否かを判断する基準について

①委員による主な意見と事務局案

番号	委員による主な意見
1	参加費用等に関しての合理的理由があることや、事業に関する会計報告の公開などが必要と考える。また、第三者機関や苦情処理、意見申出窓口の設定なども必要
2	不特定多数の利益にかなうものであることや、市民に開かれていること、公金使用部分に関する適正な使用及び公開性などが必要
3	不特定多数を対象として、広く利益をもたらす活動であると考えます。
4	公益性とは、広く社会一般の利益になることを示すと考えるが、ほとんどの事業は、限られた個人や団体に対して利益を与えるものとなるので、その個人や団体が、その他とも代替可能（潜在的に利益を享受することが可能）であるかを判断基準にし、代替可能であれば、一般性があると考えます。もしくは、同じ社会に共に住む者として、ある特定の人々に利益を与えるべきと考えられるならば、公益的であるといえる。
5	企業活動全体ではなく、「事業」ベースで考える必要がある。「事業（協働事業）」が、公益、すなわち特定の個人・団体のためではなく不特定の個人・団体のものであれば、良い。この場合、その事業自体の「非営利性」が担保される必要がある。最近、CSVなど企業の経済活動と社会活動とを融合するような考え方が提唱されている。企業は、本来的に私益を追求するものであることから、（あきらかな利益分配を除いて）私益を完全に排除することは難しい。したがって、その事業の目的（公益的目的）に照らし合わせて、付随的に生まれてしまうような私益があっても、必ずしも公益的ではないとはいえないと考える。
6	活動の結果が、不特定多数の市民の利便性を高めたり、生活環境の向上に寄与したりするもの。
7	企業との協働となると、記者発表はじめ事業規模も大きく、目立つことから、営利性がクローズアップされることもあるかと思う。また、内容によっては、市民としても個人の利益に照らして考えるには対象者として遠い内容のものもある。 具体的にどのような市民にどのような利益を生み出し、横浜市にとってはどれだけの利益になるかを広く伝えることで、公益的になると思う。
8	基本的には、営利企業も共益・互助団体も、横浜市と行う協働事業について、公共性／非営利性／公益性についてどう捉えるか説明を求めるべきでしょう。その説明が、社会一般にとって納得できるものであるかが問われます。 しかしそれは、時代とともに移り変わっていくものです。判断が問われる境界例を第三者による開かれた委員会のようなところで検討し、議論を重ねるプロセスを公開しながら、横浜市らしい基準が形成されていくと望ましいと思います。
事務局案	
<p>「公益的な活動」とは、不特定多数の利益にかなうものであり、個人の利益にあたるものや特定の団体の構成員の福利厚生に係るものや企業の株主など特定のものの利益に寄与するものは除外されると考えます。</p> <p>不特定多数の利益にかなうものとするためには、事業の対象者を限定せずに、誰しものが参加・利用できることが必要です。そのため、何か特定の団体の会員のみを対象とした活動は共益的な活動であると考えます。</p> <p>ただし、子どもや高齢者のみを対象とするなど、潜在的に全ての人に参加する権利を持つであろうと考えられるものなどは、対象者を限定しているとは考えません。</p>	

②事例での検討

横浜市を舞台にしたアニメのタイアップイベントの実施



アニメ制作会社Aは制作しているアニメのタイアップイベントを横浜市との協働事業として行うことはできないかとの申し出を行ってきた。
 このアニメは、特別、横浜市と接点や関係性などは持っていない。
 この事業を公共的な活動として考え、横浜市が協働事業として実施することは可能か。

【論点と事務局案による整理】

論点	事務局案による解釈
横浜市と関連性のないアニメを制作しているA社と横浜市が協働事業として、アニメのタイアップイベントを実施することは可能か。	アニメの視聴者獲得や、関連グッズの売り上げ促進などを主な目的としている場合は、個人の利益にあたり、市民に広く利益をもたらすものにも、不特定多数の利益にも当たらないため、公共的とも公益的な活動とも捉えることはできません。 また、イベントに参加するにあたり何らかの資格による制限をしている場合も、特定の人々にのみ利益をもたらす活動となるため、同様に公共的な活動と捉えることはできません。 一方で、タイアップイベントを目当てに横浜市に訪れる観光客の集客を見込み、それによる経済効果や、横浜市の魅力をPRすることを目的としているのであれば、市民に広く利益をもたらす活動と考えられ、公共的な活動と捉えることができます。 また、イベントへの参加資格についても、誰でも参加できるように設定されていれば、不特定多数を対象にしているため、公益的な活動と捉えることができます。

【公共的な活動と捉えるために必要な要件】
 ①事業目的が、市民に広く利益をもたらすものであるか。
 ②事業の対象者は不特定多数となっており、誰でも希望すれば参加できるものか。

【公益的な活動と捉えるために必要な要件】
 ①事業目的が広く社会一般の利益にあたり、不特定多数を対象としているか。

【確認方法】

- ・ 募集時の要件に設定（補助金や委託の場合）
- ・ 協定書などへの記載（負担金の場合）
- ・ 事業計画書や事業予算書などでの確認

ウ 活動内容が「非営利性」を担保しているか否かを判断する基準はどのようなものが考えられるか。

①委員による主な意見と事務局案

番号	委員による主な意見
1	協働で行った事業成果そのものを企業全体の活動に使用することを禁止することは難しいが、利益の再配分（営利事業への配分）を行わないことなどの制限が必要
2	協働事業で得た利益の再配分を行わないこと、または、活動そのものに料金設定などをせず、収益を伴わない事業とすることなどが必要
3	営利企業に対して、文字通りの「非営利性」を求めることは困難なので、協働の際の非営利性について、どのような形で担保できるか、事業ごとに企業側から第三者的に納得のできる説明を求めることなども考えられる。
4	非営利性を求めることも大事だが、営利企業と win-win の関係で協働事業を進めている（企業としては広報効果など、市民にとっては経済効果やサービスなどの利益がある）ことを広く公表することも重要
5	非営利性は、当該事業活動の公共性・公益性とともに評価すればよいのではないか。ここでいう非営利性とは、利益を私的に分配しないということである。労働や活動の対価はもちろん正当な報酬として認めたいうえで、私的分配に消費されるような余剰利益を認めない、ということである。成果の副次的利用は、あくまで副次的利用なので、もともと当該事業が目的とする「公益」がきちんと満たされていれば、「不適格性」の根拠としてあまり考慮する必要はないのではないかと。細かく制限しすぎると、有効な活動が阻害されると思われる。
6	活動の結果、主催する団体が得る経済的利益が、主催する団体における売上等の利益に組み込まれないこと。作業する人たちの人件費や経費など、活動を遂行する上で、必要最小限の支出は認めるとし、企業利益にあたる利潤が出ないこと。
7	事業成果を営利活動に転用しないことや、利益の再配分を行わないこと。また、情報の二次使用の制限などが必要
8	その行動の結果を、誰がどのように活用するのかが問題で、その時に、その活動を行ったことが直接の企業利益につながるような活動である場合には、活動そのものを規制するのではなく、活動結果の活用方法を規制していく方がいいのではないかと思います。
事務局案	
<p>企業の活動には、もれなく営利性が付随しますが、協働事業を行うにあたって「営利を主たる目的とする活動」は排除されるため、何らかの形で非営利性を担保することが必要になります。ここでいう営利とは、事業で得た利益を分配することを目的とすることなどが当たります。</p> <p>一方で、事業を進めるにあたり、人件費などの経費が発生することは当然であり、それらの経費に対して事業で得た利益を充てることは差支えないと考えます。</p> <p>つまりは、事業を行うに当たって最低限必要な経費（必要人員に対する人件費やその他、通常必要であると認められる費用）などを除いて、事業で計上された利益を私的に分配していないことや、活動して得た経済的利益が、売上等の利益に組み込まれないことなどの要件を充たした事業が「非営利性」を担保していると考えられます。</p>	

②事例検討

A区における転倒予防教室の実施



横浜市



協働



介護用品会社B

車いすなどの介護用品を取り扱うB会社と横浜市は、転倒予防教室を協働で企画・実施することとなった。この事業は、B会社が持つノウハウを基にした転倒予防体操などを実施するもので、今年度はモデル的に、A区のみを対象に実施する予定となっている。

なお、インストラクターや体操に必要な物品の用意等はB社が行う。

【論点と事務局案による整理】

論点	事務局案による整理
<p>体操に必要な物品がB社の自社製品であった場合、「営利を目的とする活動」にあたるのではないか。</p>	<p>事業で自社製品を使用し、過大な宣伝等を行い、商品を買わせることを主な目的としているのであれば、事業で計上された利益を私的に分配することや、売上等の利益に組み込まれることに繋がるといえるため「非営利性」を担保しているとは考えられません。</p> <p>しかし、販売を行うことを主な目的とせず、発生した利益についても講座の開催に最低限必要となる経費（人件費など）に充てるのであれば、「非営利性」を担保していると考えられます。</p> <p>なお、事業で得た利益の還元先や目的については、第三者にもわかりやすいよう協定書への明記などの検討も必要になると考えます。</p>

【非営利性を担保するために必要な要件】

- ①利益は最低限必要な経費に充当されており、分配などがされていないか
- ②利益の還元先について説明や明示等がなされているか

※条例上は、あくまでも「営利を主たる目的とする」活動を除外しているため、非営利性を担保できないことで即座に協働事業として実施できなくなるわけではありません。

どこまでが「営利を主たる目的とする」活動に該当するのかを別途検討する必要があります。

【確認方法】

- ・ 募集時の要件に設定（補助金や委託の場合）
- ・ 協定書などへの記載（負担金の場合）
- ・ 事業計画書や事業予算書などでの確認

※確認が難しい場合などには、第三者機関などへの諮問も考えられます。

(3) 共益又は互助のために活動する団体と協働で事業を行う場合における考え方の整理

ア 活動内容が「公共的」であるか否かを判断する基準について

①委員による主な意見と事務局案

番号	委員による主な意見
1	会員だけに限定などをせず、情報公開などをされていることが必要
2	共益・互助であっても、地域に開かれている。もしくは活動の成果が地域にとって有益であることが必要。また会計の公開性についても必要。
3	主には、会員など限定された対象に利益をもたらす活動を実施しているが、協働で行う事業では、その対象を不特定多数に広げ、その成果が社会生活上欠かすことができない活動となれば公共的な活動と判断することができると思う。
4	公共的であるためには、一般市民に共通の利益（公益性）となり、公開されていることが条件と考えられるが、公益性は社会や時代において変化するため、第三者（開かれた委員会など）による事例の積み重ねを通じて、慣習的に判断基準を形成することが必要。
5	初期の段階においては、それぞれの案件について、公共性を判断するうえでみるべき視点をきちんと検討していくことが必要。
6	基本的に、営利企業の場合と同様。特に、共益・互助を目的としている団体では、そのサービスが会員資格などによって阻害されないように工夫する必要がある。
7	事業の直接的効果ないしは間接的効果の帰着する先が不特定多数の市民であること。あるいは、行政の行う事業や施策を支援する内容であるもの。
事務局案	
<p>「公共的な活動」とは、幅広く多くの人々が幸せに平穏に生きていくために必要なものであるので、その事業は、多くの人々に幸せ（利益）をもたらす活動でなければならず、また、活動の参加や利益を享受するにあたっては、なにか特別な資格等を要することなどはあってはならないと考えます。</p> <p>そのため、共益又は互助のために活動する団体が主に行っている活動は、会員など限定された対象に利益をもたらす活動となるので、これに該当しません。</p> <p>一方で、共益又は互助のために活動する団体であっても、事業の対象を会員のみにとどめずに、不特定多数に広げている活動などは、「公共的な活動」に該当する可以考虑ことができます。</p>	

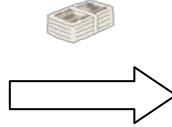
イ 活動内容が「公益的」であるか否かを判断する基準について

①委員による主な意見と事務局案

番号	委員による主な意見
1	不特定多数の利益にかなうものであり、市民・地域住民に開かれており、成果についても市民や地域住民も活動できることなどが必要。また、会計の適正さ及び公開性も必要
2	主には、会員など限定された対象に利益をもたらす活動を実施しているが、協働で行う事業では、その対象を不特定多数に広げて実施する活動。
3	公益性とは、広く社会一般の利益になることを示すと考えるが、ほとんどの事業は、限られた個人や団体に対して利益を与えるものとなるので、その個人や団体が、その他とも代替可能（潜在的に利益を享受することが可能）であるかを判断基準にし、代替可能であれば、一般性があると考え。もしくは、同じ社会に共に住む者として、ある特定の人々に利益を与えるべきと考えられるならば、公益的であるといえる。
4	活動の結果が、不特定多数の市民の利便性を高めたり、生活環境の向上に寄与したりするもの。
5	参加費用等に関する合理的理由があるか否か。や、事業に関する会計報告の公開などが必要と考える。また、第三者機関や苦情処理、意見申出窓口の設定なども必要
6	「事業」ベースで考える必要がある。「事業（協働事業）」が、公益、すなわち特定の個人・団体のためではなく不特定の個人・団体のものであれば、良い。
事務局案	
<p>「公益的な活動」とは、不特定多数の利益にかなうものであり、個人の利益にあたるものや特定の団体の構成員の福利厚生に係るものや企業の株主など特定のものの利益に寄与するものは除外されると考えます。</p> <p>不特定多数の利益にかなうためには、参加の機会が地域住民などに開かれており、活動を行うことで、利便性や生活環境の向上に寄与するものであることが必要になります。</p> <p>共益又は互助のために活動する団体が行う活動であっても、対象者や目的が不特定多数の利益にかなうものであれば、「公益的な活動」と考えることができます。</p>	

②事例検討

地域での盆踊り大会の開催



互助的活動団体（市と地域活動で協働）

地域にて盆踊りを開催

地域住民の絆を深めることを目的とした公益的活動として、とある地域の互助的活動団体が住民を対象とした盆踊り大会を毎年開催していることについて、市民の方から、『盆踊り大会は広く周知はされているものの、実態は会員のみしか参加をしていない』との情報提供を受けた。

【論点と事務局案による整理】

論点	事務局案による整理
<p>会員だけが参加している「盆踊り大会」は公益的活動と捉えることはできるか。</p>	<p>共益又は互助のために活動する団体はその会員のみを対象として行う親睦目的の活動などについては、互助的な活動であり、公益的活動と捉えることはできないと考えます。</p> <p>ただし、本事例の盆踊り大会のように、事業目的が地域の活性化のためなど不特定多数の利益となっており、会員資格のあるなしを問わずに開催されているのであれば、実態として参加者が会員のみであったとしても、公共的とも公益的とも捉えることができると考えます。</p> <p>なお、当該団体の互助的な活動については、公益的活動を行っていくための担い手づくりや組織体制の維持といった観点から、間接的に公益的活動に資する側面もあるものと考えます。</p>

【公共的な活動と捉えるために必要な要件】

- ①事業目的は不特定多数の利益（地域住民のためなど）となっているか
- ②（イベントの開催などに際し）参加の機会が広く開かれているか

【公益的な活動と捉えるために必要な要件】

- ①当該事業は、不特定多数の人々に利益をもたらすものであり、参加の機会も開かれているか

【確認方法】

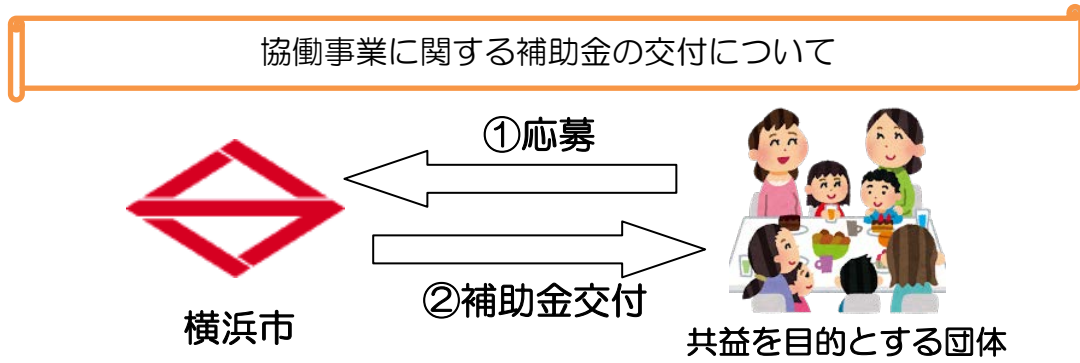
- ・ 募集時の要件に設定（補助金や委託の場合）
- ・ 協定書などへの記載（負担金の場合）
- ・ 事業計画書や事業予算書などでの確認
- ・ 参加募集チラシなどでの記載

ウ 共益的な活動か公益的な活動かの判別が難しい場合はどのように取り扱うことが適切か

①委員による主な意見と事務局案

番号	委員による主な意見
1	会員・非会員の参加費を合理的な範囲で定める。また、会費と補助金を分けての会計報告を行うことなど
2	負担割合に上限をつけ、その団体の自己資金を使用することなどは必要。また、公金の使い道についても明確にするため、会計の公開性は重要。チラシ等に協働事業で行う旨について、わかりやすく明記する
3	対象を不特定に広げることなどを求めることなど
4	文字通りに「公益性」を求めるのではなく、共益・互助団体の自治力を活かして判断することが必要（例えば総会などで協働事業が会計を含めてきちんと報告され、公益的であると認められているのであれば、その考えを尊重し、公益的な活動として認めるなど）また、クレーム等については第三者的に検証できる体制の確保が必要
5	当該事業から利益を享受する人たち（受益者、潜在的な受益者を含む）が、広く市民に開かれているならば、団体の本来持っている性格は、あまり考慮する必要はないのではないか。特別な規定を設けると、逆に差別になる。
6	発生する効果が、どのような人々、団体に帰着するかが基本的には判断基準になると思われる。 実際に判断が困難な場合は、負担割合に上限を設けるなど、具体的に目に見える対応が望ましい。
事務局案	
<p>事業を行う団体の性質が共益又は互助的なものであっても、直ちに行っている事業に対して公益性が否定されるものではありません。</p> <p>しかし、行政と協働で事業を行う以上、第三者から見ても本来の共益的・互助的な活動とは違うことが明確にならなくてはなりません。</p> <p>そのため、協働で行う事業の対象者を不特定多数にしていることなど公益性を備えている事業であることを何らかのかたちで確認しなくてはなりません。</p> <p>また、疑義が生じた場合の第三者機関の設置及び相談などができる体制の確保なども必要になります。</p>	

②事例検討



この度、B区役所において地域と協働で行う事業について補助金を交付することとなったが、応募してきた団体が共益を主たる目的とする団体ばかりであった。

【論点と事務局案による整理】

論点	事務局案による整理
補助金が共益的な活動に使用されてしまうのではないかと。	事業が公益的なものであるかどうかは、事業内容そのもので判断されるため、団体の性質が共益又は互助的なものであっても、直ちに公益性が否定されるものではありません。 しかし、行政と協働で事業を行う以上、第三者から見ても本来の共益的・互助的な活動とは違うことが明確になってなくてはなりません。 そのため、事業を実施するにあたり事業内容が公益的なものとなっているかヒアリングなどを通じて確認を行う必要があります。

【共益的か公益的かの判別が難しい場合の取り扱いについて】

①事業が公益的なものであることについて確認が必要

※疑義が生じた場合や、判断が困難である場合は、第三者機関への諮問などが考えられるので、そのための体制の確保も重要になります。

【確認方法】

- ・ 募集時の要件に設定（補助や委託の場合）
- ・ 協定書などへの記載（負担金の場合）
- ・ 参加者募集チラシなどへの記載
- ・ 事業計画書や事業予算書などでの確認

※確認が難しい場合などには、第三者機関などへの諮問も考えられます。

5. 参考資料

資料4-2 平成25年度 各区局における協働事業

資料4-3 共創フロント実現事例一覧

平成25年度 各区局における協働事業 (企業と協働を行う可能性があるもののみ抜粋)

番号	事業名	相手方(要件)	内容
1	I Y コラボからだ元気 こう・なん・くう	イトーヨーカドー上大岡店	イトーヨーカドー上大岡店と協働で、区民の生活に密着している場を利用し、健康に関する啓発や情報提供を行うイベントを実施します。
2	認知症をみんなで支える 街づくり事業	介護事業所・企業等	認知症の方が暮らしやすい地域をつくるため、区内の医療機関、介護事業所、商店街、各事業団体、企業、地域組織、ボランティア等と協働しながら、認知症の相談支援、見守り活動、認知症の理解促進等を進めています。
3	港北AAA(トリプル エー)(安全で安心な明日 を)地域防犯力向上作戦	港北区内で活動している防 犯関係団体及び個人	区内で発生した犯罪情報をいち早く区民に提供し、地域の防犯活動に役立てるようになるとともに、区民主体の防犯活動が推進できるよう側面的な支援を行い、住民・企業・防犯関連団体との連携を基に地域の防犯力向上を図ります。
4	YES(ヨコハマ・エコ・ス クール)事業	市内で脱温暖化に資する活 動を行っていること。規約 等を備えていること等。	ヨコハマ・エコ・スクール(YES)は、『横浜で地球を学ぼう』をキャッチフレーズに、市民、市民活動団体、事業者、大学、行政等が実施する環境・地球温暖化問題に関する学び、体験、交流、行動等の場を、全市的ムーブメントに広げようとする産官学民連携の市民参加型プロジェクトです。
5	政策の創造と協働のため の横浜会議	(1) 公的サービスの向上に資する調査 (2) 地域における課題の解決を目的とし、市民生活の質の向上に資する調査研究を行っている、又はこれから行おうとする「市民」「市民活動団体」「企業」「大学」等の研究者	会員相互や会員と市の関係部署との連絡調整のほか、フォーラム等を開催します。
6	ソーシャルビジネス事業 者支援・支援体制強化事 業	ソーシャルビジネスに関心 を持つ方、ソーシャルビジ ネス事業者(法人格を問わ ない)	ソーシャルビジネス事業者の創出・成長に向けた起業塾開催、専門家によるアドバイスの提供等を行います。
7	ソーシャルビジネス情報 発信事業	ソーシャルビジネスに関心 を持つ方、ソーシャルビジ ネス事業者(法人格を問わ ない)	ソーシャルビジネスの認知度向上を目的に、事業者を訪ね、その運営方法や地域との関わり方を学ぶ現場視察会の開催や、ソーシャルビジネスに関する各種情報の提供を行います。
8	ソーシャルビジネス初期 相談事業	横浜市内でコミュニティビ ジネス・ソーシャルビジネス 等、地域に密着した事業を 起業して間もない方、又は 新たに行おうとしている 方。	ソーシャルビジネスの起業・スタートアップ期の相談窓口(法人格は問わない)

番号	事業名	相手方(要件)	内容
9	親と子のつどいの広場事業	法人又は任意団体	就学前の子どもとその保護者が気軽につどい、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供を行う等、子育て中の親子をサポートする市民活動団体等を支援することで、養育者の育児にかかる負担を軽減し、子どもの健やかな育ちを促進します。
10	よこはま健康応援団事業	横浜市内の飲食店等	「よこはま健康応援団」参加の飲食店等が、健康メニューの提供や栄養成分表示、店内終日禁煙等の実施を通して、行政と一緒に市民の健康づくりのお手伝いをしています。
11	小児救急医療啓発事業	38,000部以上を9月2日までに発行できること。 冊子の配送ができること。	乳児の急病時の対応方法を記載した、小児救急に関する市民啓発用パンフレットを発行します。
12	地域福祉保健計画推進事業	対象：地域住民、自治会・町内会、ボランティア団体、市民活動団体、特定非営利活動法人、公益法人、企業、社協等	地域社会全体で福祉や保健等の生活課題に取り組み、支えあっていくための仕組みづくりとして地域福祉保健計画を策定・推進するとともに、区計画の策定・推進を支援します。
13	介護保険総合案内パンフレット「横浜市の介護保険」及び事業者リストの作成事業	企画提案募集資料に基づき、協働で介護保険パンフレットの作成を行える企業等。	横浜市の介護保険パンフレットを企画提案募集で選定された事業者と作成します。
14	生活あんしんサポート事業	介護事業者等	高齢者等が在宅で安心して暮らし続けられるよう、介護事業所等が提供する生活支援サービスに緊急時の連絡等、見守りの要素を加え、協働事業として事業展開を行います。
15	市民と農との地産地消連携事業	地産地消につながる活動をされている方。 地産地消・農業・食育等の活動を行う団体に所属している方や、生産者、栄養士、飲食店関係者、流通関係者、企業等で地産地消に取り組んでいる方等。	地産地消に取り組む個人や団体を支援します。
16	ハマロード・サポーター事業	団体の認定基準は、活動人数が10名以上で活動範囲が100M以上であること。 町内会のほか、企業や学校、商店街等の団体の方が認定されています。	町内会、企業、学校等の地域団体と横浜市が協働(協力)して、身近な道路を守り育てていくことを目的としています。地域の方が、ボランティア活動として、身近な道路の清掃や美化活動等を行い、横浜市はゴミ処分や清掃用具の提供等の支援を行います。
17	水彩生活 菊名店 (水の総合サービス提供事業)	水に関する相談業務やアドバイスに加え、水まわり関連用具の展示や使用方法等を実施できる企業。	水道局菊名ウォータープラザ1階ショールームスペースを活用して、水まわりに関する相談業務や関連用具の展示等、幅広い市民ニーズに応えられる事業を民間企業と協働して展開しています。

番号	事業名	相手方(要件)	内容
18	水道局パートナーシップ デスク	個人からの提案は受けることができません。ただし個人事業者はこの限りではありません。 ※対象地域…市内及び市外の水道用地所在地	局と企業・NPO法人等民間事業者がお互いの強みを活かし、新たな水道事業の創出とさらなる公民連携を進めていくための提案受付窓口です。

実施した共創フロント実現事例一覧(H20年度からH24年度)

※横浜市政策局共創推進室HPから抜粋

番号	事業名	相手方	内容
1	「制服着こなしセミナー」実施	株式会社トンボ	横浜市立中学校において、制服の着こなしを正しく理解してもらうための、生徒を対象としたセミナーを実施。
2	市内の児童福祉施設へのクリスマスプレゼント	横浜市内の読売会	市内の読売新聞販売店の集合体である横浜北部読売会、横浜東部読売会、横浜西部読売会が、児童福祉施設（市内37施設）に入所している子どもたちのために、DVD等のクリスマスプレゼントを12月24日にお届けした。
3	保健センター離乳食教室での啓発活動	ダノンジャパン株式会社	各区福祉保健センター離乳食教室で、教材配布による離乳食啓発活動への協力。
4	白鷗大学が実施する研究への支援	学校法人白鷗大学	日本学術振興会から補助金を受けて実施する「情報・生活環境とがん予防に関する調査」に必要な住民のランダムサンプル抽出に協力。
5	パナソニック版シャドウキャビネットとの連携による社会的課題の解決	株式会社パナソニック	本年4月施行の「子ども・若者育成支援推進法」に基づき設置された「横浜市子ども・若者支援協議会」に委員として参画。
6	つづきジュニア編集局プロジェクトのスポンサー募集	NPO法人ミニシティプラス	都筑区役所の昨年度主事業で行ってきた、つづきジュニア編集局のプロジェクトへのスポンサー募集についてのアドバイスを提供。
7	イベント企画による地域活性化	EMPIRE ENTERTAINMENT JAPAN 株式会社	所属タレントのマルコ・テンペスト（バーチャルマジシャン）によるマジックイリュージョンのステージショーを、県立こども医療センターにて実施。
8	横浜市立学校とのコラボレーション授業の実施	日本IBM株式会社	IBMの社会貢献活動として、「環境」「英語」「理科」の教育支援プログラムを、同社社員がボランティアとして、学校で授業を行う（小中8校で実施）。
9	はまぎんこども宇宙科学館での環境教育プログラム開催	日本IBM株式会社	IBMの社会貢献活動として、同社社員がボランティアとして、はまぎんこども宇宙科学館で、子ども向けの環境教育のゲーム、風力発電機の組み立て体験等を通じた、環境教育プログラムを開催。
10	はまぎんこども宇宙科学館でのロボット教室開催	日本IBM株式会社	IBMの社会貢献活動として、同社社員がボランティアとして、はまぎんこども宇宙科学館で、子ども向けロボットプログラミング体験講座（ロボット教室）を開催。
11	こどものまちEXPOの支援	NPO法人ミニシティ・プラス	横浜市が郵便事業会社の年賀寄付金配分申請に協力することにより、「こどものまちEXPO(第2回こどものまち世界会議&こどものまちイベント)」を開催。また、イベントと会議に連動して次世代育成シンポジウムやこどもシンポジウムを実施し、次世代育成支援行動計画への調査も行った。
12	インターネット地図の活用提案	ヤフー株式会社	(財)横浜観光コンベンション・ビューローの観光施設等のデータを活用し、連携させることで、マップ上での施設検索などを容易にした。また、市の子育て支援事業「ハマハグ」サイトにおいても施設情報と連携した地図情報提供も実施。
13	市立高校と連携した国際教育プログラムの展開	学校法人サンモールインターナショナルスクール	横浜サイエンスフロンティア高校とサンモール・インターナショナルスクールの生徒が相互に訪問し、先端科学技術の実験・実習や、文化祭や学校行事、国際コミュニケーション力育成のためのプログラムを実施する。

番号	事業名	相手方	内容
14	独居高齢者等の孤独死防止を主眼とした見守りネットワークの構築	横浜市内の読売会	南区六ツ川地区連合を対象とした、独居高齢者等の孤独死防止を目的に、新聞配達時の生存確認等の見守りを実施し、地域と民間企業が相互協力している。
15	間伐材を活用した製品の木工作業・塗装作業の依頼	株式会社ソーケン	内装業者ソーケンがCSRで行っている間伐材の活用のために製作している製品を、障害者地域作業所限定で加工作業発注。2月に作業所向け説明会を実施し、10者参加、うち7者がテスト製作に入り、1者が製造を決定した。
16	障害者による通所介護施設清掃・レクリエーションの実施	日総びゅあ株式会社	本市の福祉施設において、トライアルによる障害者の就労機会を実現。
17	高齢者のQOL向上・介護予防活動	株式会社資生堂	高齢者のQOL向上・介護予防として、高齢者に対する「化粧療法教室」をトライアルで実施。
18	APECにおけるおもてなしの提供	日総びゅあ株式会社	2010年日本APECの国際メディアセンター（プレスセンター）にて、障がい者社員がひとつひとつ作り上げたハーブ&ティを提供。
19	低炭素社会実現の官民共創省エネプロジェクトのご提案	ITカーズ株式会社／インターセプト株式会社	9月上旬に、磯子地域ケアプラザにて、当該施設における断熱効果を図るため、断熱フィルムを一部施工した。結果として、数度の温度低下が確認された。今後、この実験データを踏まえ、磯子区役所及び健康福祉局で、同施設への同様の断熱フィルムを導入していく予定。
20	在宅ワーカーのマッチングサイト運営	株式会社うるる	こども青少年局青少年育成課が行っている「よこはま若者サポートステーション」において、引きこもりなど働くことに困難を抱える若者たち向けに「在宅ワーク講座」を実施。さらに、よこはま若者サポートステーションでの若者向けの中間的な働き方としての、トレーニングメニューの検討に関与。
21	障害者の就労の場・販売ルートの確保	JFEエンジニアリング株式会社	市内の障害者地域作業所で製作したパンを、JFEエンジニアリング(株)横浜本社内にて販売。
22	ユニバーサル・デザインのトイレマップの作成	NPO法人Check	「横浜観光ユニバーサルデザイントイレマップ」を作成し、インターネット上で公開。
23	EC（e-commerce）を通じた障害者就業支援事業	楽天株式会社	楽天オークションサイトを利用して、国際貢献のためのチャリティーオークションを実施。
24	厚生労働省「先進的事業支援特別交付金」の活用提案	コトラボ合同会社	厚労省の先進的事業計画に基づく市町村提案事業として、寿地区での高齢者の居場所運営と自立支援、ニート若者自立支援を連携して行う事業所を設置。石川町北口にお好み焼き「ころんぶす」石川町駅前店をオープン。
25	横浜観光PR用カレンダーの作成・提供	東京ガス株式会社（横浜支店）	森日出夫氏が撮影した中華街やマリントワーなどの観光スポットの写真を活用し、横浜市の観光PRにつながる卓上カレンダーを作成・提供していただいた。（横浜市観光案内所などで観光客に配布）
26	市内商店街と学校法人がタイアップした新聞の発行と販促の振興	横浜橋通商店街／学校法人岩崎学園横浜デジタルアーツ専門学校／横浜市内読売会	南区横浜橋通商店街を舞台とした、号外新聞の発行と商店街とタイアップした販促の創出提案を受け、新聞発行については市内の読売新聞販売店の集合体である横浜市内読売会で、新聞記事の作成・編集は横浜デジタルアーツ専門学校で実施し、商店街のイベントに合わせて商店街にて配布をした。

番号	事業名	相手方	内容
27	横浜市が行うイベント等への自転車の寄贈とその利活用	ライトウェイプロダクツジャパン 株式会社	横浜市が行うイベント等に自転車を寄贈し、イベント等での利活用を通じて自転車を使ったライフスタイルを普及させる。今回は特に横浜トリエンナーレ2011において、イベントのPRキャラバンなどで活用。
28	中央図書館の所蔵資料を使ったポストカードの作成	株式会社NDCグラフィックス/光画コミュニケーションプロダクツ株式会社	横浜に存在した花火製造所「平山煙火」の花火カタログ（中央図書館所蔵）を、ポストカード「平山煙火製造所昼花火絵入型録」として商品化。 ※「平山煙火」・・・「昼花火」により日本人として初めて米国特許を取得した花火師 平山甚太の花火製造所。
29	コクリコ坂から×KDDI@横浜市キャンペーン	KDDI株式会社	横浜を舞台にしたスタジオジブリ映画「コクリコ坂から」の上映を契機に、スタジオジブリの協力のもとメインスポンサーであるKDDIと横浜市が連携をして、観光振興等のプロモーションを行った。
30	新横浜におけるデザインマンホールカバーを用いた地域活性化	横浜マリノス株式会社	マンホールを活用した地域活性化。マリノスのキャラクターをモチーフにしたマンホールカバーを作成・寄贈し、それを新横浜地区のマンホールに設置する。
31	地産地消の朝市で寿町を活性化	コトラボ合同会社	寿町周辺の買物条件不利地域で、横浜の農家が生産した新鮮野菜を扱う朝市を開催することで、寿町の取組を知ってもらいながら地域課題を解決するという一石二鳥の地域活性化事業を実施。
32	APEC開催に伴う地元企業の地域貢献	岡部産業株式会社	APEC開催を間近に控えた横浜市において、開催エリアを中心に落書き消し・ゴミ拾い・草刈り等、地域美化に取り組む。
33	Y2サポートプロジェクト	横浜市内の読売会	市内の読売新聞販売店と協定を交わし、福祉、環境、教育等についての地域貢献に関する取り組みで連携。
34	地域情報化に関するシンポジウム開催	横浜地域情報化推進協議会	総務省から助成を受け地域ICT（情報コミュニケーション技術）推進事業を行っている協議会が主催するシンポジウムの開催周知協力。「横浜市情報化の基本方針」（素案）に関する議論も実施。
35	食品原材料表示のバリアフリー化	株式会社大川印刷	NPOインターナショナル、大川印刷、NDCグラフィックスの三者連携で「食のピクトグラム」を開発して事業化。APEC横浜開催へ向け、主要ホテル、レストランが採用。APEC関係会議レセプション等で使用される予定。
36	公民連携による「地域ブランドの構築」の講座開設	近畿日本ツーリスト/公立大学法人横浜市立大学	横浜市大が近畿日本ツーリストと実施中の「支援講座」において、ぐるなびほか産官学連携で「着地型観光」に関する学生へのインプットの実施及び商品等アウトプットの企画を行う。
37	iSB公共未来塾（内閣府「地域社会雇用創出事業」）の開催協力	財団法人起業家支援財団	NPOや社会的企業などの人材育成、運営力強化などを目指して、iSB公共未来塾の開催にあたって、その広報・周知や講座コンテンツの提供など、横浜市と連携・協力体制を構築。
38	内閣府「地域社会雇用創出事業」の横浜市での開催	財団法人起業家支援財団	内閣府「地域社会雇用創出事業」の受託者となった社会的企業育成支援事業コンソーシアムが、人材育成のための講座等を実施するにあたり、イベントとして横浜市でシンポジウムを開催した。シンポジウムへの参加を呼びかける為の広報・周知、後援など共創推進事業本部が窓口となり連携・協力体制を構築した。

番号	事業名	相手方	内容
39	ZAGATサーベイ横浜版拡充	株式会社CHINTAI	「ザガットサーベイ2011東京／横浜のレストラン」における取組を、「食」の面から観光振興や地域経済振興に結びつける地域活性化に有効な事業として、後援・支援を実施。
40	「横浜市歌で盆踊り」プロジェクトへの支援	関外地区3商店街、横浜市歌で盆踊り実行委員会	Y150をきっかけとした、新たな市民文化の創造を掲げ「横浜市歌」で盆踊りを企画。市内各所への普及活動及びサポートを実施。（市民へ広く普及していくため、プロジェクトの公共性を高めるためのアドバイスと協力）
41	総務省助成「ICTふるさと元気事業」への推薦	NPO法人横浜コミュニティデザインラボ	地域におけるICT人材の育成と活用を目的とした事業「地域レポーターが地域活性化を支援するユビキタスメディア基盤事業」の申請者として、横浜市の推薦状を発行。
42	コンビニエンスストアとの包括提携	株式会社ローソン	「みんなと暮らすマチをもっと幸せにする」取組として、カーボンオフセット付「はまっ子どうし」販売、AEDの設置と地域における救急活動を推進、横浜にちなんだ商品の開発・販売、その他、住民サービスの向上、地域の活性化に資する取組について、包括連携協定を締結。
43	「150周年関連イベントに対するバスの提供」	横浜開港アンデパンダン展実行委員会	開港150周年記念事業として市内全18区の美術家とその愛好者を対象とした無審査形式の展覧会を開催。その中での実験的なアートのプロジェクトとしてバススクラブというバスをピンホールカメラに仕立てて運行させる催しに、交通局が路線バスを貸切運行（有償）した。
44	150周年イベントへの参加者募集	横浜開港アンデパンダン展実行委員会	開港150周年記念事業の一環として、市内全18区の美術家とその愛好者を対象とした無審査形式の展覧会を開催。横浜市をはじめ各区の後援により実施された。
45	携帯端末を活用した地域コンテンツ配信実験事業	株式会社テレビ神奈川	ニューメディア開発協会の助成金を獲得して実験事業を実施。インターネットや携帯端末を活用した新たな放送形態の開発を目指す社会実験を行う。Y150をはじめとする地域イベント情報や防災情報を配信。
46	Y-150とのタイアップ事業	楽天株式会社	楽天「ニッポンを元気にしよう！プロジェクト・まち楽」サイトにおける、Y-150のPR。楽天市場の地域関連商品に特化したサイト「まち楽」に開国博Y-150の情報を、横浜開港150周年協会から提供を受けて掲載。
47	市役所での広告入りA4無償印刷用紙提供サービス	株式会社裏面広告どっとこむ	市庁舎内の業務に使われるA4印刷用紙の裏面の一部に、広告を掲載した用紙を無償で提供していただき、庁内公募によって決定した使用希望部署にて運用試行を開始した。
48	新横浜駅北口公衆トイレへのネーミングライツ	株式会社アメニティ	新横浜駅北口公衆トイレについて、機材等の提供およびメンテナンスなどの協力を行うことを対価にネーミングライツを導入。「新横浜駅前 トイレ診断士の廁堂」という愛称で11/8リニューアルした。
49	QR広告付き玄関マットの導入	株式会社トーカイ	QRコードを用いた広告付き玄関マットについて、図書館で展開。市費の負担なしで、玄関マットの設置・維持管理を行う。
50	公民連携の共同研究	地方自治体公民連携研究会	共創フロントの実現事例について、実現要因、今後の課題など、各事例の検証から分析する。

番号	事業名	相手方	内容
51	公共施設・インフラ改修、維持保全へのPPP導入に向けた共同研究	みずほ証券株式会社	国内外のPPP事例や資金調達のノウハウを有する企業と連携し、公共施設・インフラ改修、維持保全へのPPP導入について、幅広く検討し、効果的で実現可能性の高い研究を行なう。
52	広告付き案内図の市施設への導入	表示灯株式会社	JR等の各駅に設置されている駅周辺案内図のノウハウを活かして、広告付き周辺案内図を中央図書館に無償で設置。
53	自己改善を促進する組織マネジメント・ガバナンスのあり方の検討	新日本有限責任監査法人	総務省「地方公共団体における内部統制の在り方に関する研究会報告書」や民間企業等の事例を参考として、横浜市が直面するリスクに適切に対応し、自己改善を促進する組織マネジメント・ガバナンスのあり方について、共同で検討する。
54	ネーミングライツの導入（バイクウォーク）	三菱倉庫株式会社	横浜駅ポートサイド人道橋について、民間からの提案募集型ネーミングライツを導入。
55	公園野球場におけるネーミングライツ	学校法人都築第一学園横浜薬科大学	俣野公園野球場について、民間からの提案募集型ネーミングライツを導入。
56	街の「優先席」プロジェクト	NPO法人オレンジシート・プロジェクト事務局設立準備室	お年寄りやからだの不自由な方々がいつでも気軽に休めるための椅子「オレンジシート」が寄贈された。
57	プールのオフ時期の有効活用	日本インラインチャレンジ協会	夏期以外の休業中における屋外プールサイドをインラインスケート場として有効活用。
59	安全・安心なまちづくり実現のための連携事業の推進	東京ガス株式会社（横浜支店）	市民の火災予防に対する意識を高め、安全・安心なまちづくりを推進するため、火災防止に関するクリアファイルを啓蒙ツールとして作成し、提供していただいた。横浜市消防局などが市民向けに開催する様々な訓練・イベント・会合の場で配布。
60	緑のカーテン等節電に資する冊子の作成	東京ガス株式会社（横浜支店）	温暖化対策のため、東京ガス株式会社横浜支店からゴーヤーによる緑のカーテン栽培及び料理レシピ等を掲載する節電に資する冊子作成の提案をうけ、市民等に配布できるよう、横浜市各所管課の持つデータ等を活用し、東京ガス株式会社が印刷経費を負担し、両者のタイアップ事業として冊子を作成した。
61	出力環境の可視化と継続的改善活動による環境負荷(CO2)の低減	富士ゼロックス株式会社	市役所のオフィスでの出力環境（プリンター、複合機の配置・台数・稼働率）の最適化による電力消費量低減を目指した出力環境の調査を実施。その結果をもとに出力環境の改善提案を実施し、環境負荷の少ないオフィス環境の構築を目指して継続的な改善を図っていく。
62	横浜市と富士通(株)によるPC消費電力量測定実験を実施	富士通株式会社	節電の取組の一環として市庁内のPCの省電力設定の効果を「見える化」して実感するために、富士通製スマートコンセントを使用して消費電力量測定実験を共同で実施。その結果、市庁内の事務用PC全体（約2万4千台）で省電力設定をすると、推計で年間約22万kWh（削減率：約14%）の消費電力が削減できることが判明した。
63	横浜市×「だいじょうぶ」キャンペーン公民連携セミナー開催について	株式会社毎日新聞社	“みんなが安心・安全に暮らせる街”を理念に、2007年より地域に根ざした参加型事業を展開する「だいじょうぶ」キャンペーン（実行委員会事務局：毎日新聞社）との連携により、同キャンペーンに協賛する民間事業者等と防災・防犯等の各分野で対話の機会を設け、民間事業者等が保有するノウハウを吸収するとともに、行政課題の解決や公民連携の可能性についてセミナー形式により意見交換を行うもの。

番号	事業名	相手方	内容
64	エコトイレの普及	Reme株式会社	「エコトイレ」(男性用無水小便器)を「エコ森」がコンセプトの金沢動物園に無償設置し、水を流さないことでCO ₂ が発生しない、掃除の手間がかからないなど、導入メリットを確認。
65	民間活用によるガム取り街美化活動	NPO法人環境まちづくりネット	APEC開催都市である横浜市において、開催エリア付近でガム取りを行い、来訪者に対して街美化を啓蒙。
66	CO ₂ 削減に向けた大規模交通シミュレーションの実施	日本IBM株式会社	大規模交通シミュレーションを実施し、計測可能なベースメントを把握したうえで、協議会を設置し、交通行政に関する官民協働の具体的なCO ₂ 削減策を計画・立案する。(環境省の「平成21年度チャレンジ25地域づくり事業(計画策定)」に日本IBM社として応募)
67	電動スクーターのモニタリング導入提案	カーボンフリーコンサルティング株式会社	環境負荷の小さい電動スクーターを横浜市に無償貸与する。横浜市は、一定期間実験的に使用し、モニタリングすることで今後、電動スクーターの導入および市民への普及啓発に向けた検討の足がかりとする。
68	パーソナルモビリティを使った地域活性化	セグウェイジャパン株式会社	「セグウェイチャレンジ」と称したセグウェイ利用についての提案募集が行われ、採択されると無償でセグウェイが提供されるというプログラムが実施された。提案が採択された金沢動物園((財)横浜市緑の協会)に5台が無償で提供され、園内での講習、トレーニングを経て、本格的に運用を開始した。
69	社会貢献の一環とした地域清掃活動	株式会社モスフードサービス	地域社会への貢献、ごみ減量化の普及等を目的とした、県内モスバーガー店長による地域清掃活動の実施。
70	下水汚泥から再生エネルギーの創出・活用についての公民連携による共同研究	電源開発株式会社	温暖化対策として、下水汚泥からエネルギー資源(燃料化)を創出・活用するため、公民連携による共同研究を実施。研究結果については、今後の事業化へ向けた検討の一つのモデルとして活用。
72	被災地支援商品についての協力関係構築	株式会社ありあけ	新たに開発した被災支援商品「濱の絆」について、その商品の想いを多くの方々に広げたいという提案に対し、横浜橋商店街のイベントに合わせた販売ブースを提供していただくことで実現した。
73	横浜地産地消ブランド商品化	株式会社横濱屋本舗	横浜産トマトを100%使用したトマトソースを製造。トマトの仕入れにあたっては、市内農家から不整形などのB級のトマトを既存の流通網を利用して低コストで調達。一方、農家は安定した価格によるまとまった出荷が実現。企業と農家の地産地消によるwin-winの関係を構築。
74	地元愛を感じるおいしさとの出会い発見! おしゃれなエコ食卓 イベント開催	有限会社有アンド長	地産地消、省エネ、安心・安全、食育を地域の人たちに学んでもらうイベントを、提案者が女性の起業支援のため運営している「みんなのキッチン」と区役所、そして地域のNPOと連携で開催。JA横浜やその他横浜ブランドを展開する食関係企業も協力。
75	市内農家とタイアップした地産地消啓発イベント	ブエナパス・ッキングルーム	冬野菜の収穫体験と収穫した野菜の調理を通じて、横浜の農業・農産物の魅力を知り、地産地消の推進につなげるモデル事業を実施。
76	子どもたちに食の大切さや環境の知識を伝えるイベントの開催	学校法人フェリス女学院大学	ハッピーローソンにおいて、紙芝居や市内産のサツマイモの焼き芋の配布をし、食に対する興味と環境への意識を高めてもらうイベントを開催。
77	「スローフードニッポン2009」開催に伴う地域活性化	スローフード・ジャパン(東京事務所)	横浜の国際プロモーションの推進の観点から、本市がコーディネートをを行い、市内資産の有効活用等による公民連携イベントを実現。

番号	事業名	相手方	内容
79	止血パッドの提供による地域貢献	株式会社ラボ・プランニング	地域貢献を目的に、自社の「止血パッド（海上自衛隊等で採用）」を消防等に提供。
80	「中学生を対象とした防災対応力強化研修」への協力	大塚製薬株式会社	戸塚区が消防訓練センターを会場に実施した「中学生を対象とした防災対応力強化研修」において、社が有する研究成果・データ、さらに震災復興支援活動を通じて得た知見を用いながら、訓練参加者に対し、備蓄食糧の栄養バランスについての講話や展示などを実施。
81	心肺蘇生法スマホアプリの制作	株式会社東京ニュース通信社	幅広い層への自助意識の構築と緊急時対策を目的に、画像・テキスト・動画による心肺蘇生法・AED利用の手順を示すスマートフォンアプリを開発・提供。
82	「おもいやりライト運動」との交通安全運動のタイアップ	おもいやりライト運動事務局	夕暮れ時のヘッドライト早期点灯をドライバーに呼びかけて交通事故を削減する「おもいやりライト運動」について、市民向け交通安全推進事業と連携して啓発を実施（市営バス後部にパートラッピングを施し、走行中のドライバーに呼び掛け）。
83	自治会町内会の回覧板作成・提供	東京ガス株式会社（横浜支店）	災害時等のガスの安全設備の取扱方法を裏面に入れた自治会町内会用の回覧板を作成し、提供。
84	横浜市×「だいじょうぶ」キャンペーン 官民連携セミナー	株式会社毎日新聞社	行政と企業・団体そして市民が連携し、「みんなが安心して暮らせる街づくり」を目指す「だいじょうぶ」キャンペーン（事務局：毎日新聞社）と連携し、特に2011年度は、「東日本大震災を通じて、公民が連携し安心・安全な街づくりを考える」をコンセプトに、関係する庁内部署企業等との対話の場として、「公民連携セミナー」を開催。
85	読売新聞による報道写真展開催に関する協力	株式会社読売新聞東京本社・横浜市内読売会	読売新聞が有する報道写真等を活用した、東日本大震災をテーマとした報道写真展を、横浜市市民防災センターで開催。
86	安全・安心なまちづくり実現のための連携事業の推進	東京ガス株式会社（横浜支店）	市民の火災予防に対する意識を高め、安全・安心なまちづくりを推進するため、火災防止に関するクリアファイルを啓蒙ツールとして作成し、提供していただいた。横浜市消防局などが市民向けに開催する様々な訓練・イベント・会合の場で配布。
88	「通訳電話サービス」の社会実験	株式会社NTTドコモ	区役所での外国人住民とのコミュニケーションの向上など多文化共生に向けた取組の推進及び国際都市横浜のアピールを目的に、NTTドコモが開発中の異なる言語（英語、ハングル、中国語）での会話を可能にする「通訳電話サービス」の実証実験を、区役所窓口などにおいて実施。。
89	廃棄物・水ビジネス分野における国際事業展開	JFEエンジニアリング株式会社（横浜支店）	廃棄物・水ビジネス分野において、国内外での豊富なプラント建設を通じ新たな国際ビジネス展開へのアイデアを有する同社と、都市基盤整備や廃棄物・水インフラ運営に関するノウハウを有する横浜市との協働した事業展開について協議。具体的推進体制をすすめるために包括連携協定を締結。

番号	事業名	相手方	内容
90	「CampBeat」プロジェクト実施による地域活性化	NPO法人ブラストビート/NPO法人国連UNHCR協会	難民キャンプに学校をつくることを目的として、プロアーティストのゆずが呼びかけ人となり、国連UNHCR協会や教育プログラムを提供している大学生とともに立ち上がった、「Camp Beat」プロジェクト。「あなたと創る難民音楽レーベル♪」というコンセプトのもと、ケニアの難民アーティストを発掘し、日本で投票イベントを行い、ゆずが監修後を日本で音楽配信するというもの。6/20（世界難民の日）イセザキモールでのイベントに横浜市が後援。
91	海外展開に関する、市との意見交換会・勉強会の開催	日揮株式会社	国際貢献と横浜市の新たな財源確保に資する海外展開について、市との意見交換会・勉強会の開催を実施、その可能性方向性について協議。新興国をはじめとする国際社会の発展に寄与・貢献することを目的に、公民連携による国際技術協力に関する包括連携協定を締結。
92	中国人向け日本情報ポータルサイト『JAPAN在線』を利用した中国の富裕層への横浜PR	ストラテジック・デザイン・イニシアティブ株式会社	(財)横浜観光コンベンション・ビューローにおいて、中国人向け日本情報ポータルサイト『JAPAN在線』にて、中国由富裕層へのPRを行なうため、横浜特集の掲載を開始。本特集は横浜への中国人観光客の来訪を増やし、横浜での消費を促すことを目的としており、「URBAN SEASIDE RESORT」をコンセプトに、近代的な都市と港が融合した横浜の魅力を伝える。
93	よこはま国際協力チャリティーオークション	楽天株式会社	
94	レゴ・シリアスプレイ・メソッドを活用したビジョン共創ワークショップ	ハバタク株式会社	「共創」を推進していくために必要な対話力、チーム構成力を向上させる研修を、異なる価値観の調整が特に必要となる部署や人材育成に関係する部署を対象にトライアル実施。共創マインドを庁内職員に浸透させることができた。